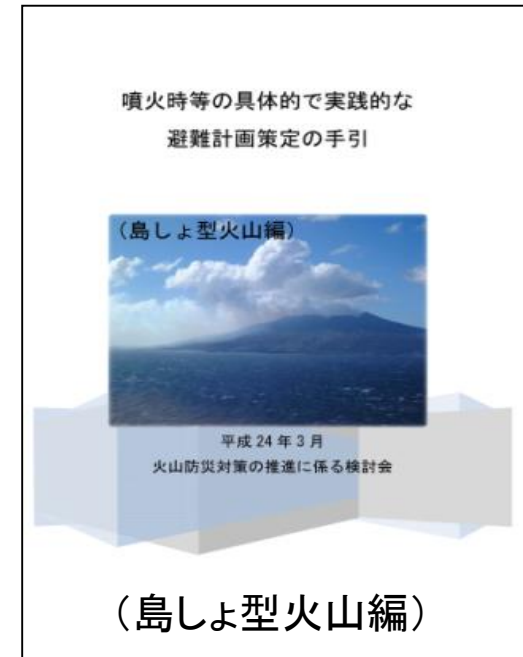
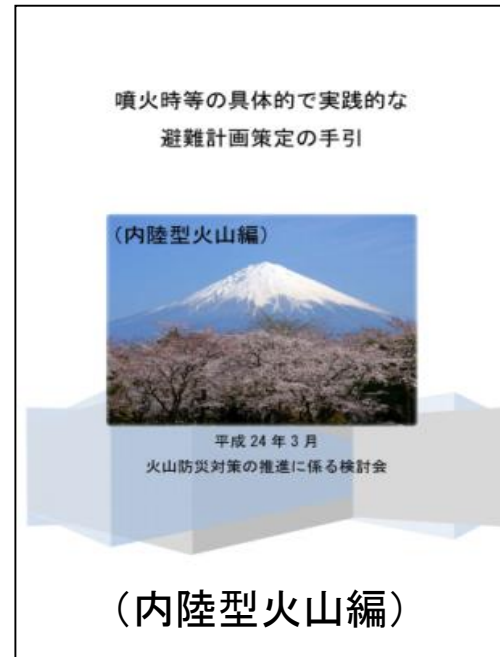


■目的

- 現行の手引きは、
 - ・平成20年に策定された「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」や、
 - ・平成23年の新燃岳噴火の際にまとめられた、地域住民等の安全を確保し、円滑な避難行動を行うための避難計画を策定する上で必要と思われる事項を整理した「霧島山(新燃岳)の噴火活動が活発化した場合の避難計画策定のガイドライン」
 をもとに、各種災害で得られた知見を反映させ、平成24年3月に策定されたもので、登山者・観光客よりも住民避難を主眼としたものである。
- また、平成20年の指針には、島しょ部の避難計画の重要性が示されており、内陸型と島しょ型の2冊構成としている。

■掲載内容

- 具体的で実践的な避難計画とその必要性
- 避難計画の内容(火山防災協議会による防災体制の確立、準備に関する事項、避難時の対応に関する事項、避難後の対応に関する事項等)
- 平常時からの備え(教育や啓発等)
- 参考資料(チェックリスト等)



現行の噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き②

■目次構成

1. 具体的でかつ実践的な避難計画の必要性について
 2. 本手引の位置付けについて
 3. 具体的で実践的な避難計画とは
 4. 避難計画策定の手引
 - 4-1. 避難対策の内容と検討主体、実施責任者
 - 4-2. 火山防災協議会の設置による防災体制の確立
 - 4-3. 避難計画の策定項目の抽出
 - 4-4. 避難を想定した準備に関する事項
 - 4-5. 避難時の対応に関する事項
 - 4-6. 避難後の対応に関する事項
 5. 平常時からの備え
 - 5-1. 防災関連施設や設備等の整備
 - 5-2. 防災訓練
 - 5-3. 普及啓発等
- 参考資料

実際の記載内容一部抜粋

(4) 避難経路・避難手段の確立（巻末事例集⑥参照）

避難先・避難経路については、事前に火山防災マップ等により周知しておく必要がある。また災害の状況に応じ、最も危険の少ない避難経路を設定することが望まれる。

避難対象住民を収容できる避難所がある安全な地域に誘導するためには、徒歩、自転車、自家用車、バス等のあらゆる手段を検討する。学校等、人数の多い施設については、バス等の避難手段を検討する必要がある。

避難の方法は、自力避難（徒歩、自転車、自家用車等）を原則とするが、風下側に当たる場合など、小さな噴石等によるケガが懸念される場合は、所定のバス等で避難することが望ましい。バス等で避難する場合には、居住区域に一時集合場所を指定し、そこから最終的な指定避難所へ避難する体制を整える必要がある。指定している避難経路が使用不可能な場合の代替ルートについても、あらかじめ検討しておくことが望ましい。また、大きな噴石等により所定のバス等でも避難が困難な場合には、消防もしくは市町村長及び都道府県知事が要請する警察・自衛隊の救助を待ち、避難を行う。さらには、市町村や都道府県を越えた広域避難時における避難経路及び避難手段についても火山防災協議会において、あらかじめ検討しておくが良い。特に、広域避難時において、車両だけでなく鉄道による避難も考えられる。日頃から、鉄道会社等の関係機関との連携体制を築いておくが良い。

【作成リスト（例）】

居住地等と避難先、それにかかる時間のリスト

番号	区 自治会等	人数 (世帯数)	避難手段	一時集合場所 (避難に係る時間)	指定避難所 (避難に係る時間)	備考
1	(記入例) ●●町内 会	(記入例) ●●人(● ●世帯)	(記入例) 徒歩	(記入例) ●●公園(徒歩10 分：一番時間の係 る人の場合)	(記入例) ●●公民館 (●●バス12分)	
2						

定める事項やその解説

記載例や参考事例